

議案第14号

世田谷区用地取得基金条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地の取得を円滑に行うため、世田谷区用地取得基金条例を設置する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区用地取得基金条例

(設置の目的)

第1条 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、世田谷区用地取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、8,000,000,000円とする。

2 区長は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定による積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。

4 区長は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金の一部を処分することができる。

5 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は処分数相当額減少するものとする。

(基金の運用)

第3条 区長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(基金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金等の整理)

第5条 基金の運用から生ずる収益及び管理に要する経費は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(繰替運用)

第6条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。